

2019年度 宮代町立須賀中学校 部活動に係る活動方針

2019年4月

1 部活動の意義

部活動は、興味や関心を共にする生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であり、活動を通してスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、知・徳・体の調和のとれた人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

- (1) 自発的、自治的な活動を促進し、自分たちの力で学校生活をより豊かな、明るく楽しいものにする自主的な態度を養う。
- (2) 目標を持って努力し、学年を越えた関わりを通して、仲間との連帯感や協調性、自主性、責任感、自己肯定感等を養う。
- (3) 好ましい興味や特技を伸ばし、余暇を有意義に活動する態度や能力を養う。

3 本校部活動の位置付け

部活動は、教育課程外に行われる教育活動であるが、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら実施するものである。

4 部活動への所属

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、所属については、生徒の選択とする。
- (2) 部の選択については、学級指導や体験入部において、部の意義、目的、主な活動などを説明し、保護者と十分相談した上で入部手続きをとらせる。
- (3) 部活動に所属した場合は、3年間の継続を原則とするが、やむをえぬ事情により所属した部活動の変更又は退部をする場合については、生徒及び保護者の意向を踏まえて顧問は柔軟に対応する。

5 本校部活動の運営

- (1) 設置された部には、顧問を置く。任期は、4月1日から3月31日までとする。
- (2) 顧問は、持続可能な運営体制を整えるよう努める。

- (3) 顧問は、生徒の願いを受け止めた上で部の目標や指導方針を策定し、活動計画に基づくより効果的、効率的な運営や指導を行うよう努める。
- (4) 各部は、部活動保護者会を開催し、指導方針や運営方法についての共通理解を図る。
- (5) 活動費については、各部活動ごとに会費制をとる。保護者から活動費を徴収する場合は、保護者の了解を得て行う。なお、保護者会の代表者が、活動費の徴収、執行、会計報告を行うことを原則とする。

6 各部の活動方針と活動計画

各部の顧問は、以下の事項について、生徒及び保護者に周知する。

(1) 部の活動方針（4月中）

本校の示す「部活動に係る活動方針」に則り、生徒の活動目標を達成するための活動方針を生徒の願い、実態を踏まえて策定する。

(2) 部の年間の活動計画（4月中）及び月単位の活動予定（月初日の1週間前以上）

月単位の活動予定には、活動場所及び活動時間、交通手段等を記し、原則変更しないものとする。やむをえず変更する場合は、速やかに周知する。

7 休養日と活動時間

部活動における活動日及び活動時間については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保、登下校の安全、顧問の負担軽減等の視点から、次のように定める。ただし、学校の教育活動及び学校の示す時刻を優先とする。

○休養日

(1) 平日

- ・原則として月曜日とする。

(2) 週末（土曜日、日曜日、祝日等）

- ・週末の週休日2日に対して1日は休養日とする。
- ・大会参加やコンクール等の前（概ね1カ月前を目安とする）で、生徒と顧問の意向がある場合は、週末の2日間活動することも可とする。その場合は、大会やコンクールの終了後の平日又は休日を休養日として振り替えるものとする。
*ただし、生徒・保護者への周知理解を図るとともに、生徒の健康に十分配慮し、計画的に実施するものとする。
- ・祝日についても、祝日2日に対して、1日は休養日とする。

(3) 長期休業中

- ・上記(1)、(2)に準ずる。
- ・埼玉県定めるサマーフレッシュウィーク(8月11日～16日)中は、4日以上
の休養日を設定する。
- ・年末、年始(12月29日～1月3日)は、休養日とする。

○活動時間

(1) 平日(月曜日～金曜日における課業日)

- ・放課後 卒業式～9月 完全下校6:00まで
 10月～10月第2週まで 完全下校5:30まで
 10月第3週～1月 完全下校5:00まで
 2・3月卒業式まで 完全下校5:30まで
- ・朝練習 顧問が責任を持ち、指導下において実施する。 午前7:30～8:00
- ・定期テスト4日前より活動を停止する。なお、テスト最終日より活動を開始する事が
できる。
- ・1日の活動時間の上限は、2時間程度とする。この時間には、朝練習も含める。
- ・放課後の延長練習については、保護者の了解を得た後、学校長に届け出、許可された
場合に実施することができる。ただし、活動時間の上限は、朝練習も含め2時間程度
とする。
- ・授業が半日の場合の活動時間の上限は、原則として4時間とする。
- ・金曜日は、原則部活動優先日とする。

(2) 週末(土曜日、日曜日、祝日等)

- ・原則として4時間以内とする。

(3) 長期休業中

- ・原則として4時間以内とする。

(4) 活動時間の範囲

- ・(1)(2)及び(3)の活動時間には、準備や片付けに必要とされる時間を含めるもの
とする。
- ・上記はあくまで校内での通常練習の場合とし、練習試合等通常とは異なる活動を行う場
合には、(2)(3)に規定する活動時間の限りではない。ただし、生徒の健康や安全に
充分配慮し、長時間となり過ぎないように計画的に実施するものとする。

8 校外の活動について

- (1) 顧問は、校外で活動する場合には「引率届」を校長へ提出する。
- (2) 校外で活動するための移動手段は、徒歩、自転車、公共交通機関、借り上げバス、タ

クシーとする。

- (3) 自転車で移動する場合は、自転車保険（賠償責任付保険）への加入を保護者へ依頼する。

9 外部指導者の活用

各部は、部活動の充実を図るため、宮代町町民みんなが先生制度活用規定に基づき、外部指導者を活用できるものとする。外部指導者の任期は1年単位とし、委嘱は校長が行う。

10 部の存続・廃部

- (1) 廃止については、その都度協議検討し、職員会議によって決定する。
- (2) 運動部については、2大会続けて単独での出場ができない状況の場合、原則翌年の募集は行わない。
- (3) 文化部については、その部の目的が達成できない場合に協議検討する。